

会 議 録

会議の名称	第8期 10月期 小金井市地域自立支援協議会合同部会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和5年10月18日（水）17時00分から19時10分まで
開催場所	小金井市役所 第二庁舎801会議室
出席者	<p>【委員】 〈市役所の会議室での参加〉 加瀬 進委員(会長)、吉岡 博之委員(副会長)、石塚 勝敏委員、小根澤 裕子委員、渡邊 誉浩委員、加藤 了教委員、荒井 康善委員、田村 忍委員、畑 佐枝子委員、八木 香委員、木下 一美委員、中村 裕子委員 鴻丸 恵美子委員</p> <p>〈WEBによる参加〉 田中 麻子委員、佐々木 宣子委員、塚口 敏彦委員</p> <p>〈欠席〉 高橋 徹委員、宮井 敏晴委員、永末 美幸委員、猿渡 太育委員、 佐々木 由佳委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 小金井障害者地域自立生活支援センター 株式会社名豊 担当者</p>
会議内容	第8期 10月期 小金井市地域自立支援協議会 合同部会 会議録のとおり

第8期 10月期 小金井市地域自立支援協議会 合同部会 会議録

(事務局)

開会前に事務局より連絡がございます。本日も WEB と対面の併用で会議を行います。どうぞ協力をお願いいたします。本日は、障害者計画策定のため説明員として障害者計画策定者の方も出席しております。連絡事項は以上となります。

(会長)

10月期の自立支援協議会を開催させていただきます。かなり間がないのですが、障害者計画の素案が皆さんのお手元に届いていると思います。パブリックコメントということで外に出る前の最初の案を今日、固めていくということになります。是非そこに時間を取って、なおかつ時間をオーバーしないように進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。なお、障害者計画の策定ということで、合同開催ということでやらせて頂いておりますので、どうぞご了承ください。では、欠席等について事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

本日も部会という事ですので、開催に必要な出席者数の要件はありませんが、高橋委員、佐々木 由佳委員、永末委員、宮井委員から欠席の連絡を頂いております。報告は以上です。

(会長)

続きまして、配布資料の確認をお願いします。

(事務局)

本日の資料は専門部会の次第、資料1として障害者週間のスペシャルイベントのポスター、資料2として傍聴者からの意見・提案シート、資料3として小金井市障害者計画施策の展開（素案）。協議会の資料ではありませんが、参考に配布したものとして、「難病の方の地域生活を支える～難病の方の支援と福祉機器について～」の講演会のチラシ、それから「～後悔しない成年後見制度～」の講演会のチラシを参考に配布しております。配布物は以上でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

それでは、早速、報告事項のほうに入っていきたいと思います。まず、最初に障害者週間スペシャルイベントのポスターについて、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

余白がないため、資料番号は打っていませんが、こちらのポスターが資料1の障害者週間スペシャルイベントのポスターです。こちらはこれで確定したという旨の報告でございます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。確定版の報告ということで、これでいかせていただきます、ということになりますのでご了解ください。

次に移らせていただきたいと思います。傍聴者からの意見・提案シートについて、事務局からお願いします。

(事務局)

資料2をご覧ください。こちらは前回、9月20日に開催した合同部会の傍聴者からの意見・提案シートでございます。内容については資料の通りでございますので、参考にご覧いただければと思います。報告は以上です。

(会長)

報告ということですので、こうしたご意見を頂いたということで、これは障害者計画とこの後の検討、その後の障害者週間のありようということにもご意見を頂いておりますので、それぞれに引き継いで検討していきたいと思います。

次に報告事項、市議会決算特別委員会ということでお願いします。

(事務局)

こちらについては特段、資料はございませんが、9月28日に開催された市議会決算特別委員会におきまして、自立支援協議会に関する質疑がありましたので参考に口頭でご報告させていただきます。

まず、質問の趣旨としましては多摩26市中6市で自立支援協議会に当事者部会というものが設置されていますが、小金井市も自立支援協議会において当事者部会の設置について協議したことはあるか、というものでしたが。それに対しましては、「要綱により課題ごとに専門部会を設置するようになっており、「当事

者」というような構成員ごとに部会を設置するということはしていない」という説明をしています。

また、次の質問としまして、「来年度の改選の際に当事者部会の設置について協議するよう検討してほしい」というご意見をいただきましたが、それに対しましては「他市の状況としまして、課題ごとにいくつかの専門部会があって、それと別に独立して当事者部会を設置している例、あるいはいくつかの専門部会の一つとして、並列する形で当事者部会の設置がされているというような状況を把握しているところですが、独立して設置している場合、専門部会との関係はどのようなのか。また、並列して設置している場合に、どういったことに特化して協議する部会なのか、今後研究したいと」ということ。それから「現在3つの専門部会が小金井市にはありまして、当事者委員の枠は4名ということになっていますので、各部会に1名は当事者委員が配置されるような配慮ができればよいのか」と思っている。」という内容の答弁をしたところでございます。

次期改選に向けた要望ということでご報告させていただきましたが、現在取り組んでいるネットワークの構築にも関連する話だと思っておりますので、将来的な協議の参考にしていただければと思います。報告は以上です。

(会長)

ありがとうございます。来年度の改選をする時にメインに話をするようになると思いますが、今日の段階でご意見いただくところがあればいただきたいと思っております。

今日、このことについて時間をたくさんは割きたくないというのが正直なところで、障害者計画の方に時間を取りたいと思っております。また、この話はこの後、次回以降に時間を設定できると思っております。ただ、せっかくライブでご報告していただいたので、ご質問、ご意見等あればお聞きしたいと思っております。

今日のところはよろしいでしょうか。それでは、協議事項に入りたいと思っております。障害者計画の素案、パブリックコメント提出案について、事務局、明豊さんからよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは資料3、小金井市障害者計画施策の展開(素案)ということでご覧ください。

障害者計画の策定に関しましては、これまで課題の整理、体系表の組み換えと行ってきており、また前回の部会では現行計画の評価についての報告をしたところでございますが、今回から、それらを踏まえまして作成するパブリックコメントにかける素案について協議していただきたいと思っております。

今回提出した資料は、そのたたき台として作ったものでございます。現行計画をベースとしまして、これまでの協議結果や国の方針等を踏まえ、修正もしくは追加したものになりますが、現在、自立支援協議会の協議と並行しまして庁内連絡会でも協議中でございますので、特に私共、自立生活支援課以外の部署が担当する事業につきましては微修正が入る可能性がありますので、ご了承をお願いいたします。

では、修正箇所等につきまして、名豊さんから説明していただきます。

(名豊)

皆さんこんばんは、株式会社名豊です。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。

それでは配布資料に基づきまして、ご説明に入りたいと思います。出来るだけ簡潔に説明したいと思います。事務局からお話がありましたように課題整理、体系組み換えについてお話をさせていただきました、そういったところでたくさんのご意見を頂戴いたしております。現行計画の体系に基づいてそのご意見を反映したものについて、説明をしていきたいと思っております。

まず、1ページ目の基本施策1の(1)広報啓発活動の①の広報啓発活動の充実では、ご意見として「障がい体験、共同活動体験といったものを反映させた方が良いのではないか」、また「障がいそのものに対する理解促進というものも重要ではないか」というご意見を頂戴してございまして、その中で1番、「市民に対する啓発活動の推進」の中段の二段目のところ。「障がい」とは何かについて啓発するとともに」にそのまま続きまして、「障がい体験・共同活動体験などを活用した市民に対する体験活動の場を提供するなど、今後も障害者週間の行事のさらなる充実を図ります。」ということで、加筆修正してございまして、頂いたご意見を織り込んだ形になります。

次に2ページです。2ページの4番、「障害者週間行事の開催」ですが、こちらについては会議の中で3ページの③の「心のバリアフリー」の推進の一つの柱として捉えても良いのではないかといったご意見を頂戴してございまして、2ページの上段の4番を、3ページの③の3番に移動してございまして。

さらに、②の支え合いのネットワーク。こちらについても2番のところを文言修正してございまして。サービス提供事業者と定期的集まる連絡会を開催しているということですので、これも当然、市の方が関わっているということ、今までだと事業者任せのような、依存しているイメージがありますが、主体的な表現に書き方を変えています。市と事業者との連携を強化いきます、という形で今、現行で取り組んでいることを文章としてまとめてございまして。

3ページ目の③の「心のバリアフリー」の推進です。ここに関しては3つほ

ど関連したご意見を頂戴していきまして、副籍交流についての話と職場への理解促進、障害者週間の活用等についてご意見を頂いております。1番のところについては、青字の部分で「副籍交流の実施」ということで、「小中学校では特別支援学校在籍の児童生徒が居住地域の小中学校に副次的な籍を持ち、居住地域とのつながりの維持・継続を図ると副籍交流が実施されています。子どもの頃から交流する機会を持つことにより、「障がい」や障がいのある人に対する理解の気持ちや育めるよう、効果的な実施に努めます。」としています。

また2番の「小金井市障害者差別解消条例の普及啓発」です。こちらにつきましては、「職場での「障がい」や障がいのある人に対する理解促進につながるよう、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の普及啓発に努めます。」ということです。国の法律もございしますが、条例も制定していますので、もっとPRしていきたいということになっています。

3番は前ページの4番から移行してきた、「障害者週間行事の活用」についてです。「「障がい」や障がいのある人に対する理解促進のため、障害者週間をさらに広く周知していきます。」の中で「障がいのある人もない人も幅広く参加してもらえよう、行事内容（講演・催し・作品展等）の見直しを図るとともに、障がいのある人の社会参加への意欲が高まるよう努めます。」ということで修正を掛けさせていただきました。

続きまして4ページ、基本施策(1)の「障がい児保育・療育・教育」の①の「障がい児保育・療育・教育の充実」のところからです。こちらで頂いているのが、特に障がい児の方に対する個々の特性だとか、そういったニーズに合った保育・教育を展開していかなければいけない。また、切れ目のない支援が非常に重要であるということですので、そういった連携体制をさらに強化していなければならぬといった意見を頂戴しています。そういった中で4ページの1番、「特別支援教育の体制づくり」の最後の段階のところ、「情報共有の仕組み等連携体制の強化を図ります。」ということで、障がい者の方のニーズに対応して情報共有をしっかりと連携を強化していくということにしております。

また、3番の「特別支援教育の充実」の中段のところになりますけれども、「個々の特性・ニーズにあった支援をします。」ということで、ただ単にサポートするという一般的なサポートということではなく、個々の特性に合わせた形で支援をしていかなければいけないということにしております。

5ページの6番です。「児童発達支援センター「きらり」における事業の推進」ということで、中段一段落目の最後の方になりますけれども、「0歳から18歳未満までの心身の発達において特別な配慮が必要な児童並びにその家族に対し切れ目のない相談支援を行います。」ということです。子どもの成長によって関わる機関がどんどん変わっていきますので、切れ目のない支援をしていこうと

いうことが、非常に重要だと思います。

7番のところも先ほどと重複しますが、「障がい児保育の推進」ということで、「個々の特性・ニーズにあった支援を実施していきます。」と、ここは先ほどと同様の修正になっております。

6ページ目のここからは、基本施策(2)の「社会参加や就労の促進」、①の「雇用・就労の促進」になります。こちらの方では、頂いた意見としましては、①の「雇用・就労の促進」の中で、工賃向上に向けた受注とか販売機会の拡大とか、短時間の就労マッチングといったご意見などを頂戴しております。

4番の「福祉喫茶等の充実」ということで、「栗山公園健康運動センター、障害福祉センター、貫井北センターにおいて福祉喫茶等を設置し、就労支援に努めていますが、今後も設置場所の確保について検討していきます。」というところで、機会もどんどん増やしていかなければ、という検討が必要だということになっています。

次に5番の、「市の業務の委託促進」の中段です。「障がいのある人の福祉的就労の充実、工賃向上へ向けた受注や販売促進機会の拡大につなげるため」ということで、そういったご意見を頂戴しましたので加筆修正いたしております。

次に7ページの6番、「障がい者雇用の促進」でございます。こちらの方は段落の下の方にもう一段落、加筆をしております。「働きやすい環境づくりをめざします。」の後に、「さらに短時間労働も含め、企業と就労を希望する障がいのある人とのマッチングに取り組んでいきます。」ということです。「短時間労働も含め、」というくだりにつきましては、短時間労働ありきではなくて、もちろんフルタイムとか色々な働き方もあるわけで、短時間に限定されるものではございませんので、ちょっとそういった幅を持たせての形で修正を加えさせて頂いております。

あと、8番の「社会適応の訓練の利用支援」につきまして、これは都の事業のものでして、事業終了のためこちらについては削除をする形になるかと思っております。

次に8ページの②の「多様な社会参加の機会づくり」でございます。こちらの方について頂いたご意見としましては、障がいのある人とかない人が、やはり自然に交流できる場だとか、機会・環境の整備が必要であるだとか、また障がいのある人の地域参加というのが非常に重要であるということでご意見を頂戴しております。修正を加えさせて頂いたのが5番の「文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援」ということで、こちらの方については、「障がいのある人も参加できるその文化・スポーツ・レクリエーション活動事業を実施し、豊かで充実した地域活動の促進を図ります。」というところで、こちらは障がいのある人・ない人というふうに特に限定しないで、共に交流してやれるようなものが重要であるのではないかと。

そういった中で6番につきましては、「障がい者通所施設で作成した物品の販売や作品の展示機会の確保」ということをございます。こちらにつきましては、「障害者週間行事及びその他の催しとして、障がい者通所施設で作成した物品の販売や、絵画等芸術品の展示会を実施しています。今後も障がいのある人の地域への参加を促進するため、障がいのある人とない人が自然に交流できる場や機会などの環境の整備に努めます。」ということで、加筆させて頂いております。

9ページ、10ページは今のままで、とりあえず修正箇所はございません。

11ページの③の「その他事業」の中の4番の「福祉電話貸与事業」です。こちらについては事業が廃止となりましたので、削除をさせていただくということです。その次からの寝具乾燥などの項目番号が繰り上がっております。

6番のところの「パソコン活用支援」につきましては特に下段の方ですが、「今後も、障がいのある人のパソコン活用に関する支援を行っていきます。」ということで文章を修正させて頂いております。

次に基本施策(2)「施設サービス」の①の「施設サービスの充実」でございます。

1番については、「居住系サービス事業」という形でタイトルの若干の修正を行いまして、文言について、特に居住系サービスの充実だとか、通所系サービスの充実というのはご意見として頂いておりますので、それを加味して修正をさせて頂いております。

その中でも、特に「施設での生活を余儀なくされている人は他市の入所施設を利用しているのが現状であるため、事業所の新規開設に向けた取組を進めます。」ということで、出来るだけ地域で、ということをございます。そういったことで、「また、」という形で文書をつなげております。

また、「通所系サービス事業」につきましては、下段の2段落目のところですね。

「市内の利用の現状を的確に把握できるよう、連携体制の強化を図ります。」ということで、上に記載されている「通所系サービス事業」についてです。利用の実態みたいなものをしっかりと事業所との連携を図りながら実態を把握していくということをございます。

次に13ページです。基本施策(3)の「相談支援・情報提供体制」の①の「相談支援体制の充実」です。1番の、「市の自立生活支援課の窓口」の3段落目です。色々なホームページ上からの相談メールとか、そういった「迅速な対応をするよう努めています。」というところに、さらに、「相談支援につながっていない人への働きかけも含め、相談窓口及び事業の内容の周知を図っていきます。」という記載をしております。

やはり相談支援に来られる方は、そこで認識・把握はできますが、やはりつながっていない方が非常に問題視されています。それをいかにつなげていくかということ、さらに検討していくということをございます。

また、2番の、「障害者地域自立生活支援センター」でございます。3段目の赤字のところになりますけれども、「基幹相談支援センターを中心として相談に即応できる体制に努めます。」ということで加筆をさせて頂いております。

続きまして14ページの上の方の、6番です。こちら若干、文言修正に近いですが、「ケアマネジメント従事者」と書いてありますけれども、タイトルそのものが「相談支援専門員の養成」ということになりますので、そこは分かりやすくそのままの文言に変えさせて頂いているということです。

元々、括弧でついていたのですが、それを逆に「相談支援専門員の養成に努めます。」ということで、括弧を外させて頂いております。

それから14ページの②の「情報提供体制の充実」ですけれども、こちらについては、後ほど情報アクセシビリティの話で項目が立ってきますので、まず2番と3番、5番。また15ページの6番、7番、8番、9番、10番、11番については、基本目標4に移動させて、別個で項目を立てているという形になりますので、また後ほどその場面でご説明させていただきたいと思っております。

あと16ページの③の「包括的支援体制の整備」の1番、「福祉総合相談窓口との連携」です。こちらについては、「複合化・複雑化している福祉課題や相談ニーズに応え、情報共有や課題の整理、切れ目のない伴走型の支援につなげていけるよう、福祉相談窓口との連携を強化していきます。」ということで修正しています。

次に2番の「地域活動支援センターの充実」です。「地域活動支援センターを活用し、世代や属性を超えて、すべての住民が交流できる場や居場所の構築を目指します。」ということで、国の方も重層的支援体制等を言っているので、あまりそういった属性にあまり関わらず、皆さんにサポートできるような相談支援体制が必要かな、と思っております。

17ページの基本施策(4)の「保健・医療」ですが、17ページは特に修正がありません。

18ページの一番上です。「重度障がい者(児)・在宅難病患者への訪問看護」というのを、③の「重度障がい・医療的ケア児(者)支援の充実」ということで項目を立てておりますので、そちらに移動させて頂いております。

それが19ページの③の1番、「重度障害者等への支援」ということで、こちらについては「保健所において、医療依存度の高い重度障がい者(児)に対し、保健師や看護師が訪問し、看護および相談・助言などを行っています。重度の障害者が地域生活を送ることができるよう、障害者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、社会資源の確保に努めます。」という文言を入れさせて頂いております。

次に、2番の「医療的ケア児(者)とその家族等への支援の推進」です。こちら

は、「医療的な支援が必要な児（者）に対して適切な支援を行うため、医療的ケア児（者）のニーズの把握に努め、必要なサービスが利用できるよう、保健、医療、福祉、教育、子育て等の各関連関係機関による協議の場の意見等も踏まえ、サービス提供体制の構築を進めます。また、医療的ケア児相談窓口に医療的ケア児コーディネーターを配置し、ニーズに応じた切れ目のない適切な支援を行います。」ということで記載させて頂いております。

次に20ページの、基本施策(5)「経済的支援」です。20ページ、21ページは特に修正はなく、次に22ページの基本施策(6)「サービス利用に結びついていない人への支援」の①は、このままでお分かりいただければと思います。

次に23ページの基本目標4、「誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり」の基本施策(1)です。こちらの23ページもそのままの状態でお分かりいただければと思います。

24ページ、基本施策(2)の「情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援」で、もともとはタイトルそのもの①のタイトルなのですが、「情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実」というものにしたけれども、分かりやすく、「情報アクセシビリティの向上」ということで省略をしております。

一番上の「情報提供・意思疎通の支援」は、課題じみた話というか、全体論になってしまいますので、ある程度、より具体的な事業レベルのものをきちっと整備をしていく方がいいのではないかとということで、1番を削除して、「「声の広報」の製作」ですが、先ほど、前の所から後ろに移動しますというのを申し上げましたが、14ページ・15ページの情報提供体制から持ってきたものをこちらの方に載せています。

1番の「「声の広報」の製作」については、これは平成29年の古い物ですので、最新のものを反映していきたいと思います。

あと、5番。「公的発行物への点字等整備」で、こちらの「SPコード」が一般的に言われておりましたけれども、今は「SPコード」に限らず、色々な媒体とかデバイスがありますので、「音声コード」として汎用性のある形で修正をさせて頂いておまして、「今後も必要に応じて音声コード付随の発行物の作成を行う」ということで、こちらの方もそれを充実させていくという形でございます。

次に25ページの中程の2番の「コミュニケーション支援の充実」ということですが、同じページの②にそのまま移行して、「意思疎通支援の充実」ということで、切り分けてセクションを設けています。

②の「意思疎通支援の充実」で、「障がい特性やコミュニケーションツールに関する理解促進」で、こちらについては「障がい者の日常生活や社会生活において、

社会参加のためのコミュニケーション手段(ツール)を確保することは重要であります。様々な障がい特性や状況に応じてコミュニケーションの支援を行うには、障がい特性やツールの利用方法に関する理解がさらに重要です。コミュニケーション支援を円滑にできるよう、市民への理解促進を図ります。」ということで、そういった幅の広い対応、また理解促進を進めていくという記載をさせて頂いております。

次に26ページの基本施策(3)「住まいの確保・整備」です。

3番の「障害者住宅入居等支援事業の実施」です。こちらの方は、赤字の部分を削除していきまして、「保証人がいない等の理由により一般住宅への入居が困難な障がいがある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、生活上の課題に応じた相談支援を行います。」ということで、特にそういった障壁が実際あると思っておりますが、それに対する支援を実施させていただきますという記載をしております。

続いて8番の「障害者支援施設確保のための検討」です。「障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、障害者支援施設の設置が求められています。」ということで、土地の確保とか、様々な課題があるわけですが、すけれども、「障害者支援施設の確保に向けて、新規開設に必要な支援等の検討を進めます。」という記載をしています。

最後になります。

基本施策(4)の「災害発生時の支援」です。

①の「防災意識の向上」です。1番の「防災意識の向上」ということで、「災害による被害を最小限に食い止めるため、平常時から、地域住民と連携した防災訓練を実施するとともに、防災講座などを通じて、防災知識の普及啓発を図っていきます。」ということで、いざという時に顔の見える関係などが非常に重要になりますので、そういった日常的な場面で、防災訓練等にも積極的に参加をして、顔の見える関係を作っていくことが非常に重要だと思います。

続きまして、②の「災害発生時の体制整備」です。1番の「災害発生時の体制整備」ということで、「障がい者が災害時に安心して過ごせるよう、福祉避難所の確保に努めます。」ということですが、こちらの方も今、災害が来るのではないかとされていますが、特に福祉避難所についてはやはり、特別な支援が必要の方も多く見られますし、個別対応が必要になるかと思うので、そういうところの確保が非常に重要かと思っております。

2番の「地域ぐるみの支援体制」です。「障がいのある人の個々の特性への配慮の必要性を踏まえ、地域の障がい者関係団体と連携し、地域全体での取組体制を構築します。」ということです。先ほどの個別性に対応した支援が必要になるということです。そういったものを団体と連携を図りながら構築していきたいと

いう記載をしております。

大変な長くなりましたが、以上で説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。

議論に入る前に確認をしておきたいのですが、今日この案を叩いて、この後、パブリックコメントが終わった後に、集約・修正をするというあたりの段取りをもう一度確認をさせていただければと思います。

(事務局)

今後のスケジュールでございます。

パブリックコメント自体は11月15日から12月15日に1ヶ月間行います。その前に最後、11月8日に全体会がございますので、そこが自立支援協議会として最終案を決定していただくというようなスケジュールになっております。以上です。

補足です。今回、障害者計画の施策の展開の所までしかお出ししていないですけれども、障害福祉計画、この計画の第5章にあたるというのが国の指針に基づいて、こういう項目を載せなさい、というようなものがこちらは障害者総合支援法に基づく部分で、別途これから調整中でございますので、11月の全体会では、そこも併せてご協議いただく形になります。

あと、現行計画をもしお持ちでしたら、第6章で計画の推進という章立てもしております。そこでは計画の推進体制だったり、前回報告した評価の方法だったり、そういったところを記載するページもございますので、そこも併せてご確認いただくこととなります。

以上です。

(会長)

もう一度、確認しますが、今日、自立支援協議会としては11日に頂いたこの案について意見交換をして、来月の自立支援協議会で最終案を出して、同時並行で、パブリックコメントで意見が集まって、それを集約するという作業を事務局の方でされて、年明けにその最終確認をするという、そういう段取りということによろしいでしょうか。

つまり、今日の議論とそれから次の議論の間にまた、意見集約みたいなことが多分必要だと思います。限られた時間なので。次回は最終案になりますから、大きく変えるという時間は無いと思います。

ですから、今日から次回に行く間のところが、我々がいろいろと意見を言えると

ころだという段取りを確認させていただきました。

今日のタスクというか課題なのですけれども、内容修正案についての、あるいは書き足しについての意見と、それからもう一つは指標の検討ですね。これは、そのままのものがあれば、空欄の所が新しくなったわけだから、これについては提案しないといけないという理解でいいですよ。

それから、実際には名豊さんの仕事ではないのかもしれませんが、件数で済むな、という内容と、件数では済まないかなという内容と。件数では済まないなと思ったときに誰がどういう方法で評価をすればいいのかという難しい課題がそこに重なってくると思います。

基本的には、今日は内容の書き足し、修正への意見と、指標についてのご意見をいただくということにまずは力点を置きたいと思います。

他の議論もしないという意味ではなくてということです。

3つ目ですけど、名豊さん、これが作られた段階で、指標については特に検討はされていないという理解でいいですか。

(名豊)

はい。

(会長)

それでは今言った、課題と申しますか、我々の宿題と申しますか。今、課題を出されていたはずですが、やっつけていきたいと思えます。

基本的施策ごとに大きな枠組みがありますけれども、①についてどうですかという形ではなくて、基本的施策の(1)「広報啓発活動」についてということで、まず時間を設けるということで、内容は最初の方に書いてあるものでも、後ろの方に書いてあるものでも構わないということでご意見いただくというふうに進めていきたいと思えます。

(委員)

赤字と青字があるのですけれども、赤字は新しく入れたもの、青字は修正したものということなのか、あるいはそうでないのか、ちょっと解説していただきたいと思えます。

(事務局)

実は、こちらの赤字と青字の色の違いについては、委員の皆様にとってはあまり関係ないというか、黒字と色付きの字という認識をしていただければと思っております。

と申しますのは、こちらについて最初、名豊さんの方からご提案をいただきまして、打ち合わせの結果、再修正した所が青字ということで、我々作る側にとって分かりやすいように色分けしているだけでして、委員の皆様としては色が付いている所と付いていない所、という見方をしていただければと思います。

(委員)

分かりました。

(会長)

今、基本施策のうち、「広報啓発活動」という枠の中で、ご意見をというふうにご設定をしております。

「広報啓発活動の充実」、「支え合いのネットワーク」、「心のバリアフリー」という所になります。

(委員)

③の「心のバリアフリー」の推進」の1番、「副籍交流の実施」というのが入ったのですが、ここがおそらく指導室。今、ここで話をすることによってよろしいですか。分かりました。指導室の方で検討をしているところですが、実際、ここに指標として副籍交流の指標については、先ほど加瀬先生の方からもありまして、なかなかどういう指標で評価すればいいのかというのが難しいな、ということがあります。

今、現実としては居住している住所の学区域で副籍交流をするということで、学校が決まっているところがあるので、実質的には今、全校で行っていますが、そこに居住していないとか、居住しているけれど特別支援学校に通っている子がいなければ、もちろん副籍交流は実際なくなりますし、例えば回数というのはなかなか難しいということもありまして、直接交流を希望する・しない、間接交流をできないとか、そういうこともありますので、なかなか難しい面があります。今、検討として出ているのが、直接交流をしている人数と間接交流を主にしている人数、その人数を指標としようかな、というのを考えています。

そうすることによって、直接交流をすればいいというわけではなく、もちろん間接交流を希望している方もいますが、やはり関わりという面では直接交流というのを意識してやっていくのがいいのかな、ということもありますので、その一つの指標として直接交流、間接交流の人数と、あとは実施している校数、副籍交流を実施している校数。この辺を考えている、というところです。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

今、「心のバリアフリー」の推進」の1番の「副籍交流」ということで、これが新たに加わって、そういう意味では現行の指標が無いです。ですから、新規で作らなければならないとなつてというところで、今、委員の方から直接と間接の人数をどうかということ、担当課が指導室になるだろうということ、検討して頂いているということです。

事務局、これについてはパブリックコメントの時には完璧に入っていないといけないですか。

(事務局)

そうです。

(会長)

ということは、担当課は僕らには分からないのですが、その辺りはどうしているのでしょうか。

(事務局)

実は、冒頭に申し上げたとおり、庁内連絡会でも今、並行してやっております、私共のところも含め、指標については、現行の評価を行ったときに数字が出しにくいものがあったり、出せるけれどもそれで本当に評価につながるのかという疑問を持つものとか、多々ありました。

その辺の調整を今、並行してやっておりますので、ご意見があれば、そこは頂いて担当課にお伝えしますし、11月の時点では担当課が揉んだ後のものが出てきますので、そこで改めて確認していただく、ということになるのかなと思っております。

(会長)

ということは、今日のタスクの指標についての意見については、自立生活支援課であれば、今、色々とお聞きすることができるのですが、他のところについては無理なので、意見をまず出して頂いて、各担当課の方で引き取っていただく。新しいところについては、他の担当課の場合だとしてもこういうのはどうだ、という意見を頂いておいて、それを担当課の方で揉んでいただく。

今、典型的だったのが、指導室の方から提案を頂いて、ここで決まり、ということで、それがここに記入されて次回の確定版のところに入っていくという、そういう段取りになるという事が確認されたかと思えます。

今までの読んできて頂いたところかどうかというので、ご意見をいただければと思います。

(委員)

2ページの「支え合いのネットワーク」の1番の「関係機関・団体のネットワーク化」の中で、「また困難事例対応やネットワークづくりにも対応を図っていきます。」という文章があるのですけれども、私はこの事例やネットワークについてよく把握していません。家族会の中でも難病とかその他、複数の病気が、精神障がい以外にもあって困難事例もあるので、ここについて解説していただけますか。よろしくお願いします。

(会長)

これは今回のではなくて、前回のものですよね。ですから、前回のものについて、となると。今回新規で書き込んだのであれば別ですけれども。

(委員)

個別に勉強してみます。

(委員)

1ページの2番のところ、障害に対する理解の職員の研修です。特性や必要性の理解等があります。それが必要です。

合わせてコミュニケーション、例えば手話とか、または盲人の点字。そういうコミュニケーションの支援の問題についても研修が含まれているのでしょうか、そこをお聞きします。

(会長)

これも前回のものになりますけれども、前回の段階でこういうものが含まれていた。それを引き続きという理解でよろしいかという事かと思います。

(事務局)

ここは具体的には書いていませんが、そういうものも含めて、実際に取り組んでいるところがございますので、それを継続していくという形になります。

(委員)

今まで通りということですね。

(会長)

今、委員からご指摘頂いたものはこの中に含まれていて、それをより充実させていくということで継続をしますということが、ここでの今回の案になります。

(委員)

分かりました。

(会長)

ありがとうございます。他にはどうでしょうか

(委員)

1ページの1番の、指標のところですが、講座や学習会等の市報ホームページへの掲載件数ですが、ホームページへの掲載件数と、アクセス数を入れてほしいと思いました。それが一つです。

もう一つは、2ページの3番です。福祉・人権教育の充実の指標ですが、ここも福祉・人権に関する学習を実施した学校数、講演会等の開催回数とあるのですが、講演会等の開催回数と参加人数を入れてほしいと思いました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

冒頭に申し上げたように件数だけでいいのかと思うことが結構あるので、今のように人数とか、掲載されないまでもアクセスがどの位あったかというのが貴重なご意見かと思えます。

いかがでしょうか。あと、そうすると今のところという指標のところについて、副籍のところについては、委員の方からご意見をいただきました。空欄になっているのが、「心のバリアフリー」の2番、「小金井市障害者差別解消条例の普及啓発」の指標が提案もまだ無いとなります。これは自立生活支援課でしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

担当課として、こういうふうにしたらいいのかな、みたいな案はありますか。その中どうでしょうといったところが、なかなか難しいなというところもありますけど。

(事務局)

こちら、周知啓発のツールとしてはパンフレットがございますので、その配布部数というのが把握できるのかどうかというところがありますが、配布するようなイベントの実施回数ですとか、部数。その辺かな、というところを今、検討中というところでございます。

それに関連して一ヶ所、この場で修正もさせていただきたいのですけれども、同じく条例の話というものが1ページの1番にもございまして、現行の計画をそのまま書いてしまっているの、条例の後ろに(仮)と書いてあるのですけれども、これは削除いたしますのでご報告いたします。

(会長)

今日これ、いい意見ないなと。皆さんからちょっと、難しくていい意見ないな、というときには、事務局の方で何かしら考えて頂いて、それが送られてきて次回の最終回で確定するということになる、ということによろしいですか。

(事務局)

はい。

(委員)

欄の中で指標、現状、今後の方向性とかあるのですけれども、空白になっているところは、これは空白が埋まって具体的な数値等が出されるということでしょうか。

(事務局)

そのとおりでございます。

現状のところというのが、指標が固まらないと出ないものになっているので、今、空白になっております。指標の検討が終わりましたら、その令和4年度の実績が入ってくるという形になります。

今後の方向性につきましても、それに基づいて今、担当課の方でそれぞれ検討しているというような段階です。

(会長)

全体の進行のこともあるので、終わりという意味ではなくて、一旦次のところに進ませて頂いて、お気づきの点があればまた戻るということで、一旦最後まで通させていただくということによろしいでしょうか。

そうしましたら、基本目標2のところ、基本施策(1)「障がい児保育・療育・教育」

です。ここは結構色々ありますが、「社会参加や就労の促進」もあるということで2つですね。

基本施策の(1)「障がい児保育・療育・教育の充実」のところをお願いします。

(委員)

新しく加筆されたところという、先生の言葉があったにも関わらず、前回からあった言葉でこの表記はおかしいのではと思うところに気がついてしまったのですけれども、4ページの5番、「教育助成金の支援」というところの施策内容の文言で、「教育助成金は就学猶予免除者」、という言葉があるのですが、「就学義務猶予免除者」、「義務」という言葉が抜けているのではないかなと思います。それから、この表現だと「猶予免除者」というふうに読めるのですが、正確には「就学義務の猶予又は免除者」ではないのかなと。「猶予」を「免除」されるものというふうにも読み取れるので、誤解を生む表記だと思います。以上です。

(会長)

確かに「猶予」と「免除」、両方違いがありながら、両方ということです。委員にお伺いすればよいのでしょうか。制度名として意味としてはそうですけど、制度名として「就学義務猶予」になっていたか、「就学猶予」になっていたか。

(委員)

ちょっと今すぐ分からないです。

(委員)

ネットで見ると「就学義務」の言葉が多いですけどね。

(委員)

正確な文で直すという必要があるのでしょうかね。

(会長)

ちょっとそれを事務局の方で引き取って頂いて、制度上の名称に。ネット上の情報の時に分かりやすく正確に理解しておくために「就学義務」というのを入れている場合があるのだけれども、制度上がそうではないということもあり得るので、そこを確認して頂いてよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

先ほど頂いたご意見からすると、例えば研修の実施回数5回やりました、だけではなく、参加人数とかそういうのも足していく、というのが全体の整合性としては必要なと。極端な言い方ですが、5回やったのだけど、毎回2人だったということと、3回やったのだけど、50人ずつ来ました、というのでは、評価が変わってくると思います。

これは事務局での方で引き取ってもらって、回数のところに参加人数とかを入れた方がいい、というところは全体を通して見ていただくという方がいいのか。この場で一個一個を見ようとするよりもいいかなと思いますので是非お願いしたいと思います。

「障がい児保育・療育・教育の充実」のところはよろしいでしょうか。

よろしければ、基本施策(2)の「社会参加や就労の促進」です。ここがメニュー的にはかなりいっぱいあるというところになります。「社会参加や就労の促進」というところでご意見いただければと思います。

私の方から今、副会長と話していた相談件数については、例えば就職活動の支援ということであれば、既に相談件数が上がってくるという仕組みになっているということでしょうか。

相談件数というのは、誰がどこでどうカウントするのでしょうか。

(事務局)

例えば①の1番でいうと、就労支援センターの方で集計している数字をもらっているというような形になります。

(会長)

じゃあ、相談件数はそういうことで、これを実際にやっている所からそういう件数があるということによろしいですね。

(事務局)

はい。

(会長)

なかなか難しいなと思っています。そういう対応する相談をやる事業所が上げてくる件数と、そうじゃない所で行われている件数と、件数が多ければそれは実績なのかという話と、どうすればいいかという案がすぐに出るわけではないのですけれども、色々拾ったらいいといっても、誰がどう拾えるのかという問題も

あるのですみません。ちょっと眩きくらいに聞いていただけると。

(社会参加・就労支援部会長)

6 ページの 5 番、「市の業務の委託促進」のところで、この指標を測るときに、今回の赤字の所で「工賃向上へ向けた」というふうに書かれていて、基本的には市の業務の委託がどのくらいどこに配されたのかというのを測りたいということかなと思うのですが、一方で個人的には、工賃の向上というところで、平均して一人頭の工賃がどのくらいの金額であるのかというところが見えてくると、まさにこの工賃が上がっているよ、というところが見えるのかなというふうにちょっと思いました。

ただちょっと、ここで測るべきなのかどうなのかという、ちょっとそこもあったのでどうかなと思ったので意見を言わせていただきました。

以上です。

(会長)

それは、5 番の「市の業務の委託促進」のところの評価指標に、例えば工賃向上率とかそういったものを入れた方がよいのでは、ということでしょうか。例えば去年は 1 万円でしたが今年は 1 万 2 千円になりましたとか。

(事務局)

ここが、事業名が市の業務の委託というところで、となると、その事業所から数字をもらえば工賃の数字は出せるのですけれども、市の業務を受託した所だけでいいのかとか、その辺がちょっと難しい問題かなとは感じています。

(会長)

工賃向上でそれをやるとすると、工賃は市の業務の委託促進だけで決まるわけじゃないので、ちょっとそこで不整合が起きてしまうかなと思います。

ここはあくまでも工賃向上に向けた受注販売機会の拡大に繋がるために業務委託しますと。それだけで工賃向上って測れないですよ。市の業務委託で何倍多くなりましたかって分からないので。良い指標だなと思いますけれども。

(副会長)

一応、就労関係で申し上げると、工賃という規定になると就労 B になるのですけれども、A になると賃金になってしまうので、その部分を踏まえると色々あると思うのですけれども。

(会長)

今の点は、この本文といたしますか、工賃向上という文言でいいのかどうか、ということですね。多分ここ、赤字になっているので、皆さんが敏感な工賃向上という四字熟語が入ってくるからだという感じがします。

クリアに言ってしまえば、あくまでも業務の委託促進なのでどのくらい委託が促進されましたかっていう、件数と金額でいいのかなという。施策の文言で色を黒にするとどうかとかですね。

賃金・工賃とするのかどうか、いっそのこと、それを取ってしまうのはどうか。

(委員)

今のところですけど、「工賃向上」から「拡大」にかかってしまっているのではちょっと悩ましいので、「工賃向上」と、アンド「受注や販売の拡大」、というふうに2つに分けて考えることはできないですか。

「工賃向上の努力」と、「受注や販機会の拡大の努力」と、2つしますというように分けて表現することは可能でしょうか。

(事務局)

今、私も同じくこちら「工賃向上へ向けた」、というところで繋がってしまうのが文言としてあれなのかなと思っておりまして、「工賃向上」というのはここでの直接的な目的ではなく、事業が増えることによって間接的に工賃向上にも繋がる。それを含めた、というような書き方が2つに分けるというよりは、間接的な成果としてそういうのも含まれているよ、というような上手く言い回しができないか検討させていただきたいと思います。

(委員)

お願いいたします。引き続きですけど、前に最初の方ですけど、続けてよろしいでしょうか

(会長)

お願いします。

(委員)

2ページの、「支えあいネットワーク」の「サービス事業者との連携」の所ですが、施策内容が「市内のサービス事業者と、定期的集まる連絡会等を開催しています。」とあるのですが、「と」はアンドなので、相手がいなきゃいけないということですね。だからこれだと、「市と市内サービス事業者が定期的集まる

連絡会等を開催しています。」の方が「と」の対象が1個なのに「と」はおかしいのかなと思います。

(会長)

市内のサービス事業者は誰と一緒に集まるのかということですね。

(委員)

そうです。「と」ということは、アンドなので、市内のサービス事業者とどこかの組織もしくは団体が開催しなきゃいけないので、「と」を使うとなると一個ではおかしいかなと。

(事務局)

こちらは元々、現行の計画では市内のサービス事業者が、主語が事業者になっておりました。というのは、当時は事業者同士で連絡会を開いていて、というところがあったのですけれども、昨年あたりから市が市内のサービス事業者と一緒にやるようにネットワークの構築というところで進めているところです。

というところで、基本的にはこの計画というのは市が実施する計画になるので、主語がないものは市が主語になっているというふうな理解で、あえて書かなかったと。そこを、「が」を「と」に変えることで市とやっているという表現にしたというようなことになります。

(委員)

なるほど。私は読めなかったので、可能であれば主語を市にして変更をご検討いただければと思います。後はお任せします。

(会長)

ありがとうございます。ちょっとこれ、事務局の方で引き取って頂いて、それ以外にこの社会参加や就労の促進ではいかがでしょうか。もしよろしければ、一旦先に進めさせていただこうと思います。

そうしましたら、基本目標3の中の基本施策(1)「居宅生活支援」について、①の「自立支援給付」、その後の②の「地域生活支援事業」、③の「その他事業」というところでいかがでしょうか。

ここは大きく変わっていないのと、指標としては障害福祉計画の方の数値計画で見ていくというのが非常に多いというのが特徴のところですよ。

(委員)

この指標のところですが、③の「その他事業」の1番。「精神障害者デイサービス事業」のところで、指標が件数とあるのですが、これは利用者のニーズに応じたプログラムの実施の件数というふうな理解でいいでしょうか。

(事務局)

これは事業の実施そのものの件数ということになります。実施件数ということになります。

(委員)

事業と実施件数。事業というのは何の事業ですか。

(事務局)

精神障害者デイケアサービス事業というものの実施件数です。

(八木委員)

デイケアサービス事業というのがあるということですか。私の不勉強なのですが。

(事務局)

そういう事業が、自立生活支援課の事業としてございます。

(委員)

それはその事業に参加数も把握ができる。件数となっているので、事業を実施してそれに何名参加したかという参加数は入れられますか。

(事務局)

参加数を入れることは可能です。

(委員)

入れたほうが良いと思います。

次に6番のパソコンの活用支援のところで、講座開催回数と参加人数を入れた方が良いのではないかと考えています。以上です。

(会長)

充実した議論をしなければならぬと同時にタイムキーパー役でもありますので、また戻るといふことは当然のこととしながら、次の基本施策(2)「施設サービ

ス」を見ていきたいと思います。

これは2つですけれども、居住系サービスと通所系。結構重い内容かと思います。

(事務局)

補足させて頂いてよろしいでしょうか。

(会長)

お願いします。

(事務局)

1番について、入所系を居住系サービスに直したところですが、指標が現在グループホーム数になっております。一方で、こちら、これまでの協議の中で入所施設の陳情の経過があったと思いますが、それを踏まえて足したのが、事業所の新規開設に向けた取組というところになります。具体的に入所施設を作ります、みたいな書き方がここでは難しいなというところで、あえて曖昧な表現にしているところです。

というところで、入所施設も含めて考えてございますので、現行の計画ではグループホーム数というのが指標に書いてありますけれども、こちらは居住系の施設数ですとか、あるいはその利用者数ですとか、そういったものに変えることを今、検討中なので補足させていただきます。

(委員)

グループホームの新規開設に向けた取組をしていますということで、できるということで、新しくできるという可能性をかなり持っていると思うのですけれども、整備・充実ということで充実というのは質の向上というか、粗悪なグループホームも、新聞でもそういうことですが、充実は質を含めてということでしょうかね。

(事務局)

もう、広く考えていただければそれも含めてということでよろしいかと思いません。

(会長)

それに絡めてということでもあるのですけれども、その「通所系サービス事業」のところの最初の段落の最後が充実していく必要が「あり」ますという、言葉の問題はあるのですけれども、1番の方は、「整備・充実を進めていきます。」と

いうので、計画として書かれているのだけれども、2番の方は、「充実していく必要があります。」って。そんな市の計画で解説されても困るというか。これ、「充実していきます。」とか、そういうふうには書くことはできないのかな。というのが、前に都の特別支援学校の先生方の話があったときも、軽々に「生活介護を増やす。」って、簡単には言えないまでも、「必要があります。」じゃなくて、「整備・充実を進めていきます。」みたいなことで、上に合わせて書いてもいいのかなというふうに思いました。

(委員)

グループホームについては、通過型と居住型というように、居住型も含めて整備・充実という意味でよろしいですか。

(事務局)

それも含めてということで、はい。

(委員)

グループホーム数の指標のところですが、もし出来た場合、応募者がいっぱいいるのに足りないようになるのかどうなのかというところも、見た方がいいのかどうか。

(会長)

例えばグループホームが2ヶ所増えました。希望している人が10人です、というのと、希望している人が100人いるのだけど、増えたのが2ヶ所です、というのでは、評価が変わってくるだろうというご指摘だと思いますけれども。それでよろしいですか。

(委員)

他にも以前のところにもあるな、感じたところ。作ったものを置いてくれる様な所を充実させていくというのもあったじゃないですか。それで、売り上げとかも、幾つかあるんじゃないかなと。

(会長)

件数については単純にならないように、ということで事務局の方で書き加えていただくという前提で今、意見頂いたものは引き受け取らせていただきたいと思います。

次に進めさせていただこうと思いますが、基本施策(3)「相談支援・情報提供体制」

について。①「相談支援体制の充実」、②「情報提供体制の充実」、③「包括的支援体制の整備」という3つのセクションからなっています。

(事務局)

事務局から一点、補足させていただきます。

先ほど名豊さんからの説明の中で、情報提供体制の充実にあったものを情報アクセシビリティの方に移動したというような話があったかと思います。

こちら、その理由として移動したものと、ここに残したものの違いとしまして、例えばここで残している1番とか4番というのは、その個々の特性に応じた何か配慮ということではなく、全般的なもの。それ以外に移したというのは、聴覚に障がいのある方に対する配慮だったり、視覚に障がいのある方に対する配慮だったり、個々の特性に応じて何かしているというものを後ろに移したというような整理を事務局としてはしております。ですから、その辺の整理が正しくされているかどうかも含めて、もしご意見があればいただきたいと思います。以上です。

(委員)

13ページの2番、「障害者地域自立生活支援センター」ということで、赤字で「基幹相談支援センターを中心として相談に即応できる体制に努めます。」とあります。「体制に努めます。」というのは、努めてもダメだったかな、というところを言い切りできないかどうかです。

というのは、精神障がい者についても、病院から地域へということ、相談に基幹センターに行ったことがあるのですけれども、精神障がいについては、支援センターでは弱いということ、国分寺や三鷹に相談してください、ということになって、小金井では諦めたことがあるのですけれども、今後そういうことがあまりないようにするためには、ある意味、言い切りが必要なのかなと思っています。

(会長)

障害者週間の時にも出ましたけれども、色々あるけど相談、しっかりしてくれという、平たく言うとそういうことなのだろうなと思います。

(委員)

14ページの②の「情報提供体制の充実」の1番で、これも指標のところにホームページ掲載とあるのですが、アクセス回数も入れてほしいと思いました。

これは質問ですが、16ページの2番、「地域活動支援センターの充実」について、「世代や属性を超えて」とあるのですが、属性というのはどういう意味で使

っているか教えてください。

(事務局)

まず1点目の件数の話ですけれども、こちらは先ほど会長の方で整理していただいたように、この項目に限らず全項目についてそのように整合をとるように、後ほど事務局の方で整理させていただきます。

それと2点目の属性については、例えば、高齢者でしたり、障害のある方でしたり、子どもでしたりという、どの分野に関わらず、という意味の表現とさせていただきます。

(委員)

分かりました。ありがとうございました。

(委員)

今の、「属性」という言葉はどこに出ていますか。

(委員)

16ページの2番です

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

基本施策については、相談の充実とかしっかりとしてほしいという皆さんの思いを受け止めて、次に進みたいと思います。

基本的施策(4)「保健・医療」です。ここの中身としては、①「保健・医療の充実」、②「医療に対する助成」、③「重度障がい・医療的ケア児(者)支援の充実」という、3つの項目から成り立っています。

(委員)

18ページの8番の「精神保健医療相談」。これは保健所の事業でして、小金井市の計画に載せることにそぐわないのではないかと思います。

小金井市として「精神保健医療相談」をどうするのかの計画を載せて頂いた方が良いのではないかと思います。

他市では精神科医を市で雇って精神保健医療相談も行っていたりしますし、精神科の方々の相談を自立生活支援課でも行っているかと思えますし、健康課で

も自殺予防の相談などを行っているかと思います。その、市のことについての計画を載せた方が良いかと思います。保健所の相談件数とか対応件数についても、あまり意味が無いかと思いました。

③の1番も、保健所の事業のことが載っていますけれども、市としてどのように保健所と、この事業について連携していくのかとか、そういったことを載せていただいた方がよろしいかと思います。以上です。

(会長)

事務局の方で、今の段階で何かございますか。

(事務局)

まず、18ページの8番については現行そのままになっておりまして、当時どういう経過でこれを載せたかというところが分からないのですけれども、おっしゃっている内容は理解しましたので検討させていただきたいと思います。

もう一つは19ページの1番の話でしょうか。こちらは新しく載せている部分でありますので、検討させていただきたいと思います。

(委員)

検討というのは、どういう意味の検討ですか。

(事務局)

見直しについて考えるということです。

(会長)

医療的ケアのところは新しい動きとかでなかなか難しいところもあるのですが、指標も考えなければいけないとか、提案もする必要があるところですが、その点についてはいかがでしょうか。

医療的ケア児のサービスの提供体制といったときに、例えばその看護師の配置とか、医療的ケア児のコーディネーターの養成とか数を増やすとか、というところまで今の段階で踏み込むのか。今回のサービスの提供体制というところに留めるのか。ただそうすると、指標をどうするのか悩ましいところが出てくるかな、というふうに思います。

(委員)

今の医療的ケアのことですけど、支援が出来たということを実績とするだけではなくて、新しい項目ということも考えると、実は医療的ケアに近い方というか

チューブ使っていますとか、胃瘻にしていますとか、そんな方の相談って結構私のところに来ていて、実際サービスを受ける支援を受けるという実績につながるまでにすごい時間がかかっている方が結構います。

それは実績が無いからゼロですよ、というような評価をしてしまうのはいかなものかと。なかなか支援に繋がるまで時間がかかっても、取り組んでいるものは取り組んでいる、ということを目指して載せているのではないかな、と思います。

(会長)

委員がおっしゃることもよく分かりながら、色々なところで努力とか試みているぞというのもそうですけど、これは、「市よ、しっかりせえ」という計画なので、「ゼロなんだ。お前、何やっているんだ」という指標で厳しいことを言うようですけど、そういうことでいいのかなというふうに思うところです。市の方にしっかりと受け止めて頂いて、案を作っていただければと思います。

次に、基本施策(5)「経済的支援」です。①「手当等の支給」、②「諸料金等の助成」、③「料金等の減免」というところになります。

ここは特に新旧、変わったというのはないですね。項目の追加とか件数の件で特にご意見がなければ、ここはスルーしたいと思います。

そうしましたら、必要に応じて、最後まで行った時に時間を取りたいと思います。基本施策(6)「サービス利用に結びついていない人への支援」に入りたいと思います。ここは①「サービス利用に結びついていない人への支援」という項目が一番大きいところになっています。

ここも現行の障害者計画と基本的には変わっていません。

今、ふと思ったのですが、ここに医療的ケアを入れなくていいですか。サービスに結びついていない人のところに、医療的ケアが入っていませんが。

(事務局)

そこは先ほどの委員の意見とも重なるのかなと思いますが、そこが先ほどの19ページの2番、医療的ケア児(者)とその家族等への支援の中に含まれておりまして、今、コーディネーターさんにサービスに繋がっていない人の把握をしてもらっています。

そこで先ほどの指標の話にもなりますが、そこで登録数とかにしているのか、あるいは対応者、相談件数。登録数としてしまうと、医療的ケアのあるお子さんが増えることを目標にしているようにも見えてしまう。それもおかしな指標かなと思っております、そういった方々がいる中で対応できた数というのが一番いいのかなと思います。

もう一つは協議の意見を踏まえ、などというのがありますので、その協議の場で事例検討を行った回数ですとか。今のところまだちょっとここ空欄ですけども、私の頭の中ではそういうのを検討中というところで補足させていただきました。

(会長)

医療的ケア児(者)の評価指標のところではなくて、今のサービスに結びついていない人への支援、22ページのところには1番から4番までで、高次脳機能障がいの手帳未取得者、それから支援策の制度、発達障害の対応となっていますけれども、医療的ケアを立てなくていいのかという意味です。

(事務局)

それがこっちにあるので同じ項目になっちゃうので、というところでは今は入れていない形です。ですので、別問題として内容は同じだけでも載せた方が良くというような判断があればそれも有りかなというところでは。

(委員)

難病は入っていますよね。難病は入っているから医療的ケアをここら辺に入れてもいいのかもしれないし。

それからサービス利用に結びついていない人ということで、こういった障がい名がついていないけれども、委員がおっしゃっていたように、病院を退院してどこにも繋がっていない、サービスを利用していない精神障がいの方の支援にも実は困っています。どこに入れていいのかは、分かりません。

(事務局)

まず、今の医療的ケアの話につきましては、そうしますと、指標と結果が重なってしまうのは良くないと思いますので、もともと入っている医療的ケアの方は、例えば、協議の回数とかにして、サービスに結びついていない方については、新規に登録した数ですとか、コーディネーターの方を中心に書くとか、何かうまく使い分けができるような検討をしたいと思います。

それと精神障がいのことについては、実は事務局でもちょっと悩んだところがありまして、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのことが触れられていないという中で、どこか入れ場所がないかな、というところで、ここなのか、あるいは基本目標3の相談体制の充実なのか、どちらかなと悩みつつ、まだ入れていなかったようなところがございますので、そこも何か、もしここに入れた方がいいのではないかなというようなご意見があるのであれば、それを踏まえて修

正していきたいと思います。

(会長)

たくさんある相談の中に入れ込んで埋もれるよりも、入れるのであればここでもいいのかなと思っています。

(委員)

前に戻って申し訳ないのですがけれども、今の相談支援体制の充実ということであるのですがけれども、精神障がいについてもそういったのですがけれども、当事者が高齢化してさらに、家族が高齢化するということで8050という問題があるわけですがけれども、家族の支援というのは、この相談体制の充実の中にどこか、入っているのですか。

この辺について、家族の支援体制というか、相談支援体制についてお聞きしたいと思います。

(会長)

今のご質問は13ページのところですね。13ページの2番になるでしょうか。2番の障害者地域自立生活支援センターのところは、家族の支援も含み込んでいるのか、ということによろしいのか、という問いによろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(事務局)

文言として具体的に家族等も、というのは含めていませんが、通常その事業を行う上では、それも含めた支援を行っているというところです。

(会長)

最後まで行きたいので、次に基本目標4の基本施策(1)「自由な移動の確保」の、①「自由な移動の確保」についてです。これも現行と変わっていないということで、寧ろ、その後の情報アクセシビリティとか生活のところが大きいかな、と思いますので、少し強引な感じがあるかもしれませんが、基本施策(2)「情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援」に進みます。ここは①「情報アクセシビリティの向上」、②「意思疎通支援の充実」になりますので、ここについてご意見いただければと思います。

(委員)

1 番の「情報提供・意思疎通の支援」は全部カットという意味でよろしいのでしょうか。この理由は何ですか。青字の部分に全部、打ち消し線が引かれています。

(事務局)

紛らわしくて申し訳ございませんでした。

これは最初の叩き台の時に出てきて調整の結果、削除をしたところですので、今思えば、ここは最初から無くてもよかったのかなという部分ではあります。

現行には元々無く、叩き台で出てきましたが、特に具体的な施策の内容になっていないので、これを消して具体的なものを下に書き込んだというようなものでございます。

(委員)

では、手話通訳に関わることはどこに入るのでしょうか。手話通訳者に関することは何番に入るのですか。一般の手話通訳という意味でどこに入っていますか、という質問です。

(事務局)

こちらは市が行う施策に対してこういう時に配慮します、というところで、4 番のところでは触れているような形にはなっています。

(委員)

4 番は審議会とかがありますので、僕は審議会ではなくて小金井市民として、あらゆる日常生活における手話通訳という意味で今、お聞きしています。

4 番は審議会等とありますが違うと思います。4 番の内容は必要であるけれど、もっと必要なものがあります。

(事務局)

こちらは、情報アクセシビリティという中での括りであることから、市が発信する情報に対しての配慮というものについてのみ、今は載っているような状況です。

(委員)

基本目標 4 の、「誰もが気持ちよく共に暮らせる環境づくり」、こちらの方に入るのででしょうか。

障がい者全てが日常生活の中で生活するのに必要な情報を得るために、通訳が必要、アクセシビリティが必要というふうに考えますが。

(会長)

私から委員に質問してよろしいでしょうか。

委員が仰っている意味は、例えば手話通訳者の派遣事業を充実させるとか、そういうことでしょうか。

(委員)

市民の人達がみんな、手話を使って対応できるようにするという事です。

市から情報を広報するときに手話通訳をつけるという意味で、4番があると思います。でも、一般のお店とか色々な所で手話通訳を表すことが出来る。また伝えたりする、点字ができるというような社会づくりという意味でお話しています。それが載っていないので、載せるようにしてほしいと思います。

(事務局)

先ほどの繰り返しになりますが、まず今のページについては市が発信する情報についてということになりますので今、おっしゃっていただいたことになりまして、10ページに地域生活支援事業というのがありまして、その中の1番のコミュニケーション支援事業。この中に手話通訳の派遣事業のことが含まれております。

なので、もし何か付け加えるのであれば、ここの書きぶりを工夫してその辺に取り組んでいくというような表現ができないか、ということです。

(委員)

10ページの1番というのは地域生活上の制度上の問題ではないか。そういう事業だと思います。地域の皆さんが手話を覚えて使ってください。そうやってコミュニケーションボードを使うとか、筆談または返事、そういうところでバックアップするような社会づくりというのが必要だと私は思います。

(会長)

ご意見いただく前に、委員がおっしゃっている趣旨と対応する部分は、25ページ②「意思疎通支援の充実」の1番の、「障害特性やコミュニケーションツールに関する理解促進」に該当する、という理解でよろしいでしょうか。

(委員)

コミュニケーション支援について、ここに書いてありました。それから打ち消し線が引いてあります。

はい、含まれていると思います。

(会長)

ここで読めるということであれば、様々な障がい特性や状況に応じてコミュニケーション支援を行うには、障がい特性やツールの利用方法に関する理解が重要、つまり手話もサインとかも多くの人が分かる必要があるので、コミュニケーション支援を円滑にできるよう市民の理解の促進を図りますということで、委員のご意見がここに対応すると思います。

(委員)

それは分かります。コミュニケーション支援の充実というところに打ち消し線が引いてあって、そこが分からないです。

(会長)

充実すると書いていたのに、充実するところが消されということは、充実しないということか、という申し立てだと思います。

(委員)

今、打ち消し線が引いてある意味が、何となく分かるような気がしてきましたので、後でもう一回ゆっくり読んでみます。11月に意見があれば提出したいと思います。

(会長)

通訳の方、荒井委員にお伝え願いたいのですけれども、次回の協議までにご意見があれば事務局の方に伝える、ということにしたいと思います。

(委員)

分かりました。

(会長)

では、時間が迫ってまいりましたので、26ページの、基本施策(3)「住まいの確保・整備」まで一旦、行きたいと思います。

(委員)

26ページの①の3番です。施策内容のところで「保証人がいない等の理由により」とあるのですけれども、これはちょっと事実在即してないなと思ったので、私は違うと思いました。

保証人がいないという理由で今、断られることはほとんどないと思います。

というのが、不動産屋さんは今、保証会社を通すことがほぼ100%とは言えないのですけれども、かなりの割合で求められるので、保証人がいないということは全く問題ない。殆ど問題ないです。

問題があるのは、緊急連絡先が無いという事です。これだけは避けて通れない。

唯一、都営又は市営の場合は緊急連絡先が無くても通りますが、一般の住宅の場合は緊急連絡先がないとまず、100%無理です。

それと、もう一つ。保証人がいないとなると、これを読んだ人はやっぱり保証人が必要だと思ってしまう。ちょっと語弊が生じるのではないかな、というのが一つと、もう一つ大きな理由は、障がいがあるというだけで断られてしまう。

そのため、ほとんど皆さんクローズ。その身体障がいの方は、もう分かる方はいらっしゃると思いますが、精神障がいや知的障がいの方は、それをクローズで何とか通そうとすることがあります。

もう一つは、作業所に通っている人などは給料が無い。ここが大きいです。収入が無いので、それをどうしているのですかと聞かれる。

以上のことがとても大きいと思っているので、保証人がいないというのも変えた方が良くと思っています。

(会長)

ちょっとここは事務局の方で今のご意見を踏まえさせていただいて、修正したものを出来る限り早く皆さんにお届けをしたい。

保証人がいないから、ということではなくて、一番はやっぱり、障がいがあるからということだけで、断られてしまうという現状に対してそれを解決していくにはどうしたらいいかという、その施策に、ここは書き換えないといけないと思いますので、事務局の方で書き換えてもらってと思います。

そうしましたら、今のところも含めて、28ページの基本施策(4)「災害発生時の支援」です。災害発生時のところも含めて、一応これで最後まで通ることになりますので、ご意見をいただければ、と思います。

(委員)

28ページ②の1番、「福祉避難所の確保に努めます。」というところです。福祉避難所は今後実際にそういう時に確保できるのか、そこを確認したいと思います。

(事務局)

福祉避難所を確保できるのかというところですが、私の頭に数字までは入っていないのですけれども、実際にもう既に、幾つかある状況です。

(委員)

今後のことです。更に確保出来るのか、ということを知りたいと思っています。

(副会長)

福祉避難所という文言になっているのですが、おそらく防災計画の二次避難所という括りだったと思います。そこで協定を結んでいる事業所に、一次避難所からトリアージを受けた方が避難する二次避難所が、俗に言う福祉避難所だと思えます。

ですので、その辺に関しては、福祉避難所として協定を結びたいという事業所は今後も出てくると思えますし、私共でも今、新たな施設を建てていますが、そこも福祉避難所、二次避難所にして協定を結びたいという考えを持っていますので、増える見込みがあると思えます。

(委員)

分かりました。ありがとうございます

(委員)

福祉避難所についてですが、確保だけではなく、人工呼吸器をつけている方などは移動がとても大変なので、一次避難所に皆さん行ってそれから二次避難所、福祉避難所が立ち上がって、そこに移動するようになっているかと思うのですが、直接、福祉避難所に避難出来るような体制とか、あとは医療的ケアのお子さんなどについては、他市においては特別支援学校に直接避難できるような体制がある市もあるようなので、そのような数だけではなく、避難方法、体制の整備も入れていただけたら、と思えます。

また、障害に応じた避難所の運営などについても今後入れていただければ、と思えます。

(事務局)

今のお話ですと、どちらかという防災計画の領域に入ってしまうのかなと思ひまして、私共が所管する障害者計画の中だけでは整理出来ないものかなという思ひがあります。

一方で最後におっしゃっていただいた、障がいに応じた運営の部分というのは、我々の範疇でもあるのかなと思っていますので、その点については何か書き方がないか検討させていただきたいと思います。

(会長)

関連担当課とも連携して頂いて、場所の確保だけではなく移動のことですか、それから体制の整備もありますし、実際の現場での資源の調達とか、ということも含むと、そこら辺をうまく読み込めるような文言を考えていただければと思います。

予定の時間が5分ほど超えてしまっていますが、途中で申しあげましたように、この後、次回の、どうなりますかね。例えば今日の意見を踏まえて修正されたものが我々のところに来る。それから意見がいいのか、どんどん今日の時間では気づかなかったことがあれば、自立生活支援課の方に意見を寄せた方がいいのか、どうでしょうか。

(事務局)

庁内連絡会を、10月20日を期日として書面会議で協議中というところになりますので、同じく10月20日までに事務局の方にいただければ、次の資料に反映させる事が出来ると考えております。そこに間に合わなかったものにつきましては、11月8日に協議をし、最終決定という形になってしまうのかな、と思っております。

(会長)

前日も申しあげたように今、胸突き八丁のところでもありますので、今日はこの辺りで締めさせていただこうと思いますけれども、日曜日中までに意見を事務局の方に寄せていただければ、それが名豊さんの方に連絡が行くということですので、今日から日曜の夜までの間にお気づきの方には寄せていただければと思います。

その後にまた気づいたところも出てくるとは思いますけれども、それは11月8日の次の会議のところに出して頂いて、原案にするということになります。

そうしましたら、会議としては締めさせていただければと思います。

事務局の方から何かございますか。

(事務局)

特にございません。

(会長)

そうしましたら、今日のところは終わって、今申し上げたような段取りで、またご意見を集約いただければと思います。

では最後に、開催予定についてお願いします。

(事務局)

次回は11月8日水曜日、今日と同じ午後5時から801会議室で開催いたします。以上です。

(会長)

今日と同じということで、よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。